

改訂版

平成31年発行(平成27年初版)

よく見えるところに貼ってご活用ください

燃えるごみに出していませんか？



# ざつ 雑がみの分別方法



雑がみは、きちんと分別すれば「ごみ」ではなく貴重な「資源」となります。正しく分別して、資源の有効利用にご協力ください。

## ◎ 出せるもの ◎

新聞紙・段ボール・雑誌・紙パック以外のリサイクルできる紙類を雑がみといいます。  
★テープやビニール等、紙以外の部分を必ず取り除いてください★



紙箱

★たたんでください



包装紙



トイレトペーパー、ラップ等の芯



封筒・ハガキ  
★窓付き封筒は窓部分を切り取る



チラシ  
パンフレット



ノート・メモ帳  
学校のプリント等



ワイシャツ・ストッキング  
などの台紙



紙製のカレンダー  
★金属・プラスチック部分は除く

## × 出せないもの ×

これらの紙は、リサイクルできないので、必ず燃えるごみの日に出してください。



感熱紙  
(レシートなど)



写真  
★写真プリント用紙  
★インクジェット写真プリント紙



防水加工された紙  
★紙コップなど



シール、シールの台紙



圧着ハガキ



ノーカーボン紙  
(宅配便の伝票)



ビニール加工がしてある紙  
★破るとビニールがでてる紙



箔押しされた紙  
★折り紙の金・銀紙など



においが付いている紙  
★洗剤・石鹸・線香の箱



油などが付着した紙  
★クレヨン、絵の具、食品等の付着した紙



クッキングシート  
キッチンペーパー



シュレッダーにかけた紙

## 雑がみの出し方

- ① 雑がみは紙袋などにためておきます。
  - ② いっぱいになったら、散らばらないように、紙ひも等でしばってください。
  - ③ 紙類の日、ごみステーションに出してください。または、地域の集団回収もご利用ください。
- ※どうしても分別に迷うものは、燃えるごみに出してください。



雨の日でも指定袋に入れずに紙袋のまま出してください

お問合せ・・・環境課 TEL46-1111(代表)  
清掃センター TEL74-1010  
作成：桐生市ごみ減量化推進協議会(事務局：環境課)

★詳しくは桐生市HPでも掲載しています。  
トップ > くらし手続き > 循環型社会の構築 > 雑がみの分別について